

令和5年5月31日
都市整備政策部
都市デザイン課

世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

「東京都高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」が改正されて、宿泊施設の規定に関する建築物バリアフリー基準を整備されることから、「世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例」を一部改正し、必要な規定の整備を行う。

これに伴い、「世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例」の一部を改正する条例を第2回区議会定例会に提出する。

2 改正内容（別紙1 参照）

条例第14条の2第3項および第4項を削除し、内容を改めて第2項第2号および第4号に規定を追加する。

3 施行予定日

令和5年10月1日

4 条例改正新旧対照表

別紙2のとおり

5 添付資料

（別紙1）世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例改正の概要について

（別紙2）世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例新旧対照

世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例 改正の概要について

東京都高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例(令和5年東京都条例第26号)が、令和5年3月31日に公布され、同年10月1日から施行される予定である。

これに伴い、世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部について規定の整備を行うものである。

1. 条例改正の概要

都及び区では、令和元年度にそれぞれの条例を施行し、新築等を行う1,000㎡以上の宿泊施設を対象に一般客室における段差の解消や出入口の幅の基準を設け、車椅子使用者が利用できる客室の整備を促進してきた。

こうした中、東京2020大会を契機としたバリアフリー化の進展を踏まえ、浴室等における前面通路幅の基準の設置や出入口幅を強化することにより、電動車椅子を含む車椅子使用者がより使いやすい一般客室の整備を促進するため、条例を改正する。

2. 改正内容

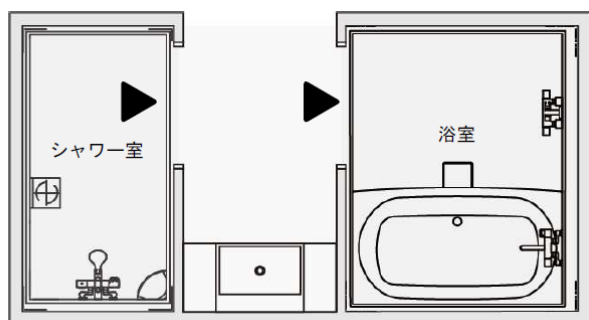
(1) 対象

条例第14条の2第1項に規定するホテル又は旅館で、条例別表第1に規定する面積(1,000㎡)以上で「新築」、「増築」、「改築」又は「用途変更」をする場合

(2) 内容

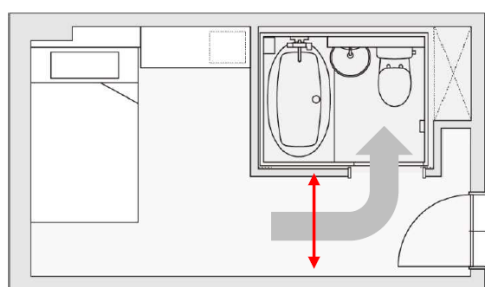
- ① 床面積が15㎡以上の一般客室の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅を、75センチメートル以上(15㎡未満の場合は70センチメートル以上)とする。
- ② ①の規定に該当する便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するものの幅を、100センチメートル以上(一般客室の床面積が15平方メートル未満の場合は、80センチメートル以上)とする。

■客室内便所及び浴室等の出入口幅に関する考え方(東京都技術的助言抜粋)



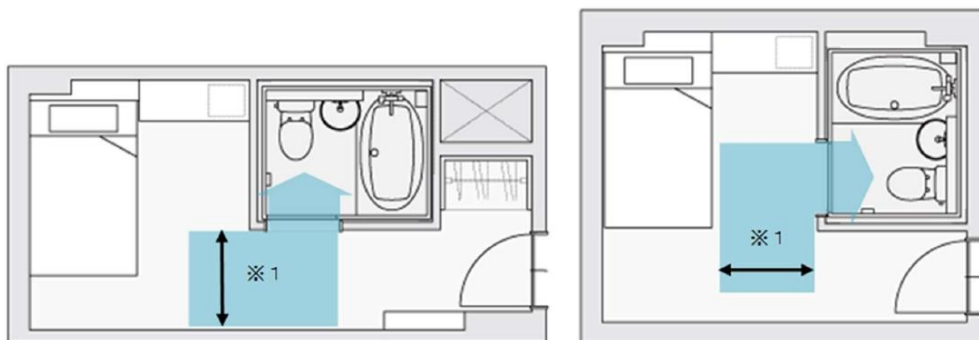
- ▲：どちらかの出入口で基準を満たす
 出入口幅70cm以上(客室面積15㎡未満)
 出入口幅75cm以上(客室面積15㎡以上)

■客室内便所及び浴室等の出入口に接する通路の考え方(東京都技術的助言抜粋)



- ← 便所及び浴室等の出入口に接する
 通路等の幅
 80cm以上(客室面積15㎡未満)
 100cm以上(客室面積15㎡以上)

通路幅の規定は、客室の出入口から便所及び浴室等の出入口に至る経路すべてを対象とするものではなく、車椅子が便所及び浴室等に入入りするために必要な通路等の部分が既定の対象となる。



- ※1 車椅子が便所及び浴室等に入入りするために必要な通路幅の部分
 80cm以上(客室面積15㎡未満)
 100cm以上(客室面積15㎡以上)

世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
(案)

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>○世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成19年3月14日条例第28号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p style="text-align: center;">平成19年10月1日条例第49号 令和元年12月9日条例第67号 令和3年3月9日条例第19号 令和3年6月25日条例第42号 令和5年 月 日条例第 号</p> <p>世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条から第14条まで 現行の通り</p> <p>(ホテル又は旅館)</p> <p>第14条の2 現行の通り</p> <p>2 ホテル又は旅館の一般客室は、次に掲げるものでなければならない。ただし、和室部分については、この限りでない。</p> <p>(1) 現行の通り</p> <p>(2) 一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、<u>75センチメートル以上</u>（一般客室の床面積（和室部分及び同一客室内に複数の階がある場合における当該一般客室の出入口のある階の部分以外の部分の床面積を除く。第4号において同じ。）が15平方メートル未満の場合にあっては、70センチメートル以上）とすること。</p> | <p>○世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成19年3月14日条例第28号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p style="text-align: center;">平成19年10月1日条例第49号 令和元年12月9日条例第67号 令和3年3月9日条例第19号 令和3年6月25日条例第42号</p> <p>世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条から第14条まで 略</p> <p>(ホテル又は旅館)</p> <p>第14条の2 略</p> <p>2 ホテル又は旅館の一般客室は、次に掲げるものでなければならない。ただし、和室部分については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、<u>70センチメートル以上</u>とすること。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(3) 現行の通り</p> <p>(4) 第2号の規定に該当する便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの（当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所が設けられている場合にあっては、当該出入口を除く当該場所の1以上の出入口及びこれに接する通路その他これに類するもの）の幅は、100センチメートル以上（一般客室の床面積が15平方メートル未満の場合にあっては、80センチメートル以上）とすること。</p> | <p>(3) 略</p> <p>(新設)</p> |
| <p>(削除)</p> | <p>3 前項第2号の規定にかかわらず、建築主等は、ホテル又は旅館の建築をしようとするときは、一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅を75センチメートル以上とするよう努めなければならない。</p> |
| <p>(削除)</p> | <p>4 区長は、一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅が75センチメートル以上となるよう、必要な施策の推進に努めなければならない。</p> |
| <p>3 宿泊者特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により第1項の規定によることが困難である場合における同項の規定の適用については、同項中「道等」とあるのは、「当該ホテル又は旅館の車寄せ」とする。</p> | <p>5 宿泊者特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により第1項の規定によることが困難である場合における同項の規定の適用については、同項中「道等」とあるのは、「当該ホテル又は旅館の車寄せ」とする。</p> |
| <p>4 宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部が移動等円滑化経路若しくはその一部又は第13条第2項に規定する経路若しくはその一部となる場合にあっては、当該宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部については、第1項及び前項の規定は適用しない。</p> | <p>6 宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部が移動等円滑化経路若しくはその一部又は第13条第2項に規定する経路若しくはその一部となる場合にあっては、当該宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部については、第1項及び前項の規定は適用しない。</p> |
| <p>第15条から第17条まで</p> <p>現行の通り</p> <p>附 則</p> <p>現行の通り</p> <p>附 則（令和5年月日条例第 号）</p> | <p>第15条から第17条まで</p> <p>略</p> <p>附 則</p> <p>略</p> <p>(新設)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--------------------------|
| <p>1 この条例は、令和5年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、施行日以後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物（世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例第4条第1項に規定する特別特定建築物をいう。以下同じ。）にすることを含む。以下この項において同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持保全について適用し、施行日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持保全については、なお従前の例による。</p> <p>3 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）附則第4条第5号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、改正後の条例の規定は適用しない。</p> | |
| <p>別表第1から別表4まで 現行の通り</p> | <p>別表第1から別表4まで 略</p> |